

1 制度の概要

産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な事業者を、東京都から第三者評価機関として指定されている公益財団法人東京都環境公社が評価・認定する制度です。

認定の有効期間は、新規申請の場合は2年後の年度末まで、更新申請の場合は3年後の年度末までです。

2 申請の資格・対象者

(1) 申請の資格

東京都知事又は八王子市長もしくはその両方の産業廃棄物処理業許可を取得し、評価及び認定を受けようとする業の区分において、都内での産業廃棄物処理業の実績が1年以上の事業者

(2) 申請にあたって満たすべき条件

評価基準表（別表1）で自己評価し、基準を満たすこと

（評価の基準については、12ページ「10 評価内容及び審査」を参照ください。）

(3) 対象者

① 新規申請：新たに優良性基準適合認定を希望する事業者

② 更新申請：2020年3月31日にて認定の有効期間が終了する認定事業者で、2020年4月1日より継続して優良性基準適合認定を希望する事業者

3 申請区分

(1) 認定の区分は、次の①～②のとおりです。

① 産 廃 エ キ ス パ ー ト（第1種評価基準）：業界のトップランナー的事業者

② 産 廃 プ ロ フ ェ ッ シ ョ ナ ル（第2種評価基準）：業界の中核的役割を担う優良事業者

(2) 業の区分は、次の①～③のとおりです。

① 収集運搬業（積替え保管を除く）

② 収集運搬業（積替え保管を含む）

③ 中間処理業

(3) 専門性評価基準

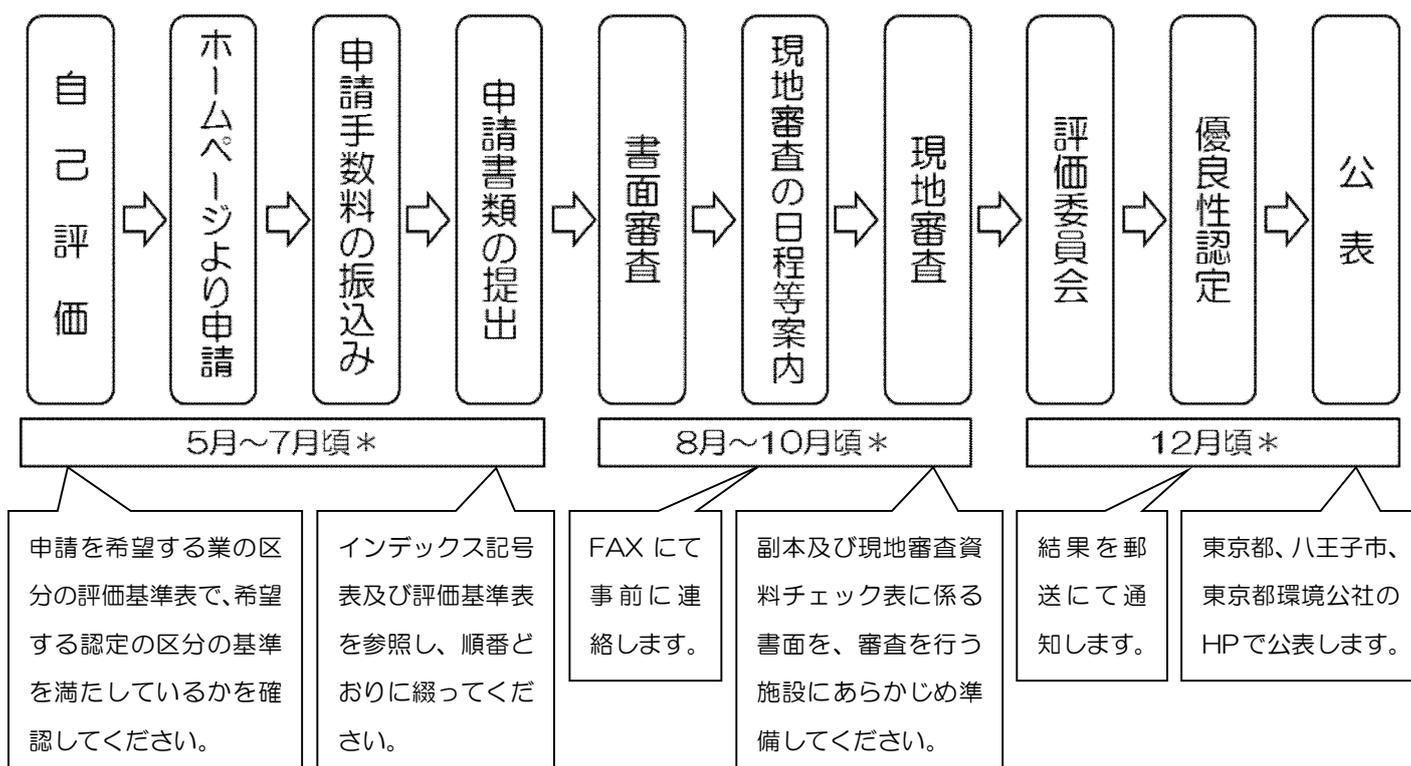
特別管理産業廃棄物における感染性産業廃棄物を扱う場合のみが対象となります。

専門性評価基準のみの単独申請はできません。（1）の認定の区分に加え、（2）の業の区分ごとに申請してください。

(4) 同時申請

東京都又は八王子市もしくはその両方において複数の業の許可を取得している場合は、取得しているすべての業の区分を申請してください。

4 申請から認定・公表までの流れ



*時期は例年の目安です。年度によって異なりますので必ず申請年度の情報をご確認ください。

5 申請方法

(1) 東京都環境公社ホームページより申請エントリーを行ってください。

※ トップページ → 優良性基準適合認定制度事業 → 2019 年度申請について → **申請フォーム** より申請してください。

東京都環境公社ホームページ：<https://www.tokyokankyo.jp/>

(2) (1) の後、書面審査に必要な書類をすべて用意し、受付期間内に東京都環境公社まで持参してください。

① 受付について

- あらかじめ電話で日時の予約をしてください。（受付番号：03-3644-1381）
- 受付時に、ファイルの内容（申請に必要な書類が不足していないか等）を確認させていただきますので、正本と副本を併せてお持ちください。
- 所要時間は 1 時間～1 時間半です。
- 申請書類作成ご担当者の方のご来社をお願いいたします。

② 遠方で持参が困難な場合に限り、郵送にて受付いたします。

- 郵送前に公社へ電話でご連絡のうえ、正本と副本を併せてお送りください。
- 到着後、事務局で内容を確認し、申請書類の不足等で受領出来ないと判断した場合は、一度返却させていただきます。（この場合、送料は申請者の負担となります。）
- 受付後、受領印を押した副本を返送させていただきますので、返信用封筒等を同封してください。
- 申請書類には個人情報等が含まれるため、レターパックプラス、宅配便等をご利用ください。

③ 申請受付期間を過ぎての受領は致しかねますので、余裕を持って準備してください。

(3) 申請受付期間

①更新申請

- 収集運搬業（積替え保管を除く）の書面受付期間
： 2019年5月20日（月）～7月19日（金）
- 収集運搬業（積替え保管を含む）の書面受付期間
： 2019年5月20日（月）～7月24日（水）
- 中間処理業の書面受付期間
： 2019年5月20日（月）～7月24日（水）
- 収集運搬業 + 中間処理業（複数申請）の書面受付期間
： 2019年5月20日（月）～7月31日（水）

②新規申請 : 2019年6月17日（月）～8月30日（金）

【申請書類締切日】

7月							8月						
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
	1	2	3	4	5	6					1	2	3
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	31

19 → 収運 締切日
24 → 収運積・中間 締切日
31 → 収運・収運積+中間(同時申請) 締切日
30 → 新規申請 締切日

6 申請受付場所

郵便番号 130-0022

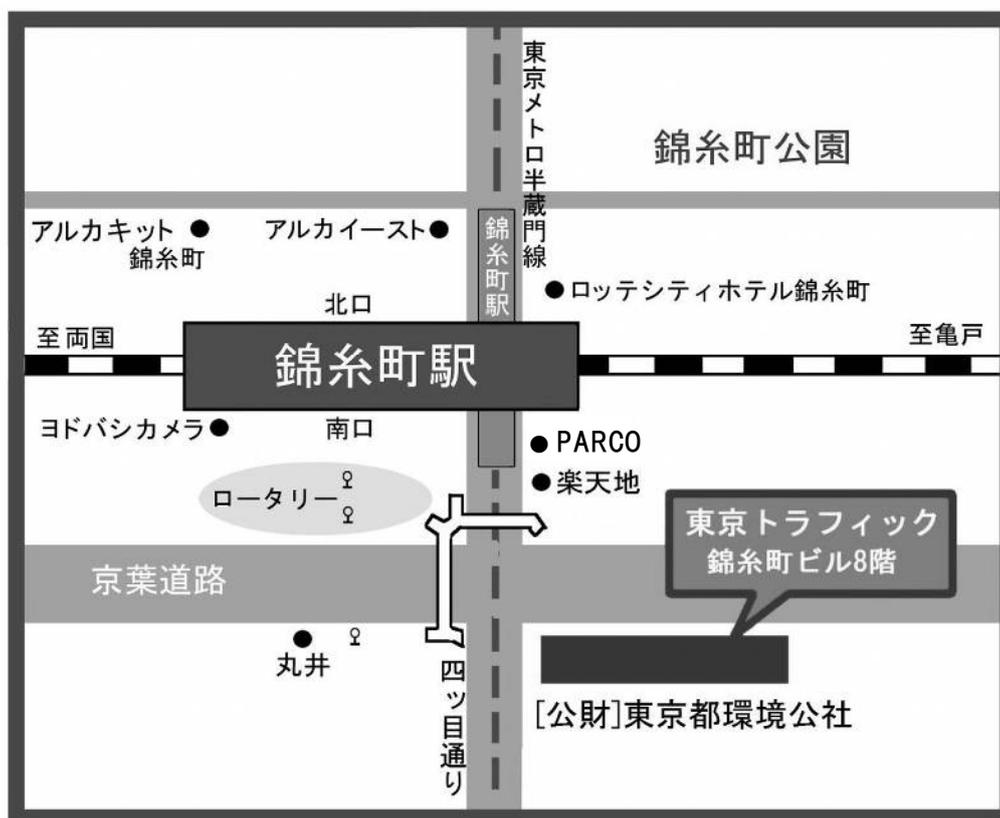
住所 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号 東京トラフィック錦糸町ビル 8 階
JR 総武本線・東京メトロ半蔵門線「錦糸町駅（南口）」から 徒歩 1 分
都バス「錦糸町駅（南口）」停留所から徒歩 1 分

名称 公益財団法人 東京都環境公社 優良性認定評価室

電話 03-3644-1381 イーサンバイ

F A X 03-3644-2260

【受付場所案内図】



7 申請書類

(1) 申請用紙等

- ・ホームページからの申請エントリーが完了すると、下記の画面に移ります。入力された内容が各様式に転記されますが、システム上画面の保存ができません。画面を閉じずに、引き続き様式の印刷及びファイルのダウンロードをしてください。
- ・申請される業の区分ごとに様式が必要となりますので、押印前に必要枚数を印刷してください。

〔公財〕東京都環境公社 ※実際の画面とはデザインが一部異なります。

2019年度 優良性基準適合認定制度 申請フォーム

STEP1
入力 →
 STEP2
確認 →
 STEP3
送信 →
 STEP4
ダウンロードして書類作成

以下のページを開いて、全て印刷し、書類を作成してください。

様式第1号 認定申請書	ページを開く	PDF形式です。 申請に必要な枚数を印刷し、必要箇所に押印・記入してください。	
様式第2号 同意書	ページを開く		
様式第3号 不利益処分に該当しない旨の誓約書	ページを開く		
(例) 書入力が表示された業の区分	様式第5号 情報公開の更新履歴等確認書(収集運搬業)		ページを開く
	様式第5号 情報公開の更新履歴等確認書(中間処理業)		ページを開く
様式第6号 労働災害が起きていない旨の自己申告書	ページを開く		
様式第7号 課税等されていない旨の誓約書	ページを開く		
インデックス記号表	ページを開く		
様式第4号 経営状況確認書	ファイルをダウンロード	エクセル形式です。 お使いのPCに保存してください。 数値・自己評価を入力した後印刷してください。	
評価基準表			
(例)	収集運搬業(積替え保管を除く)		ファイルをダウンロード
	中間処理業	ファイルをダウンロード	

(2) 様式第4号「経営状況確認書」及び「評価基準表」

- ① パソコン上にファイルをダウンロード → 名前をつけて保存をしてください。
- ② 様式第4号はもれなく入力し、印刷してください。(24ページ記入例参照)

評価基準表では、各項目のチェックボックスをクリックすると得点がドロップダウンリストより選べるようになっておりますので、自己評価を入力してください。

得点の入力が完了すると、配点合計を満点とした得点率が表示されます。得点率が表示された状態で印刷し、インデックス番号J(評価基準表)として提出してください。

8 申請書類の綴じ方

① 申請ファイルの表紙及び背表紙には、下記の記入例のように表示してください。

ファイル表紙(例)

① ****年度
優良性基準適合認定制度
申請書類

② 認定の区分:産廃エキスパート

③ 業の区分:収集運搬業(積替え保管を除く)

④ 専門性評価基準

⑤ 株式会社 環境ABC

背表紙(例)

① ****年度

② 産廃エキスパート

③ 収集運搬業(積替え保管を除く)

④ 専門性評価基準

⑤ (株)環境ABC

① 年度(西暦表示)

② 認定の区分

③ 業の区分

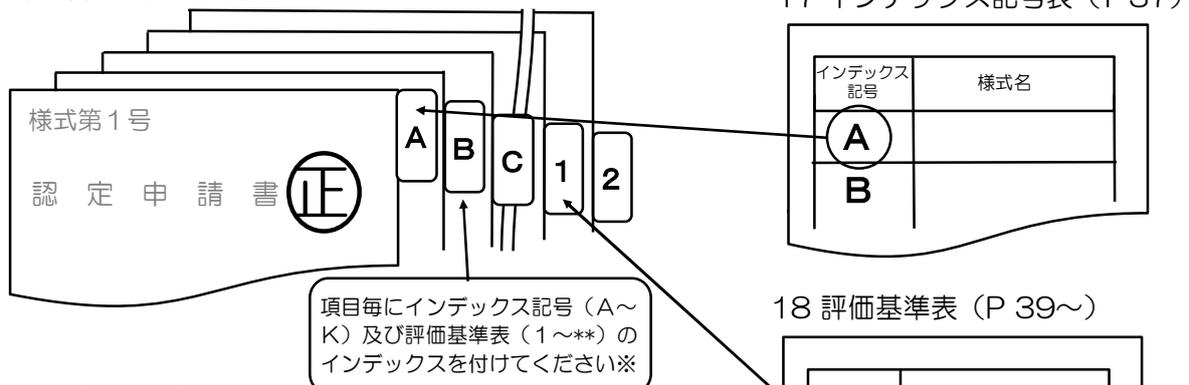
④ ※専門性を申請する場合のみ記載

⑤ 会社名

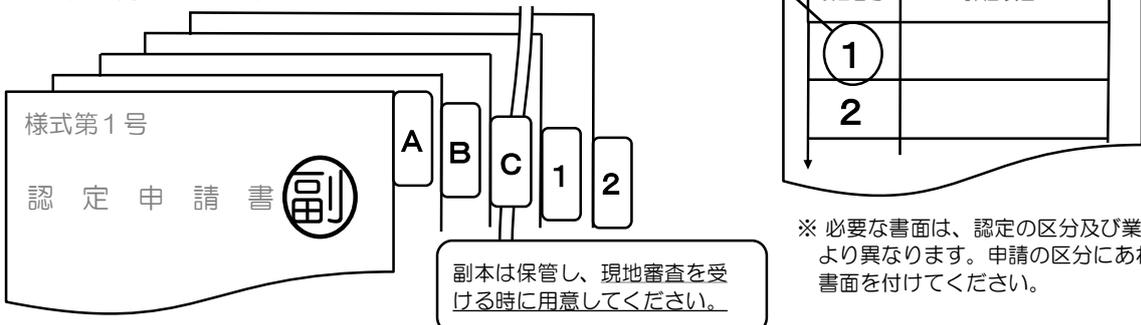
② 「評価基準表」(別表1)を参照のうえ、認定申請書(様式第1号)から項目の順番どおりに綴じてください。

各項目の資料には、「インデックス記号表」(37ページ)及び評価基準表の「自己評価表番号」を参照し、アルファベット及び番号を記載したインデックスをつけてください。

(正本) 受付時に提出



(副本) 現地審査で使用



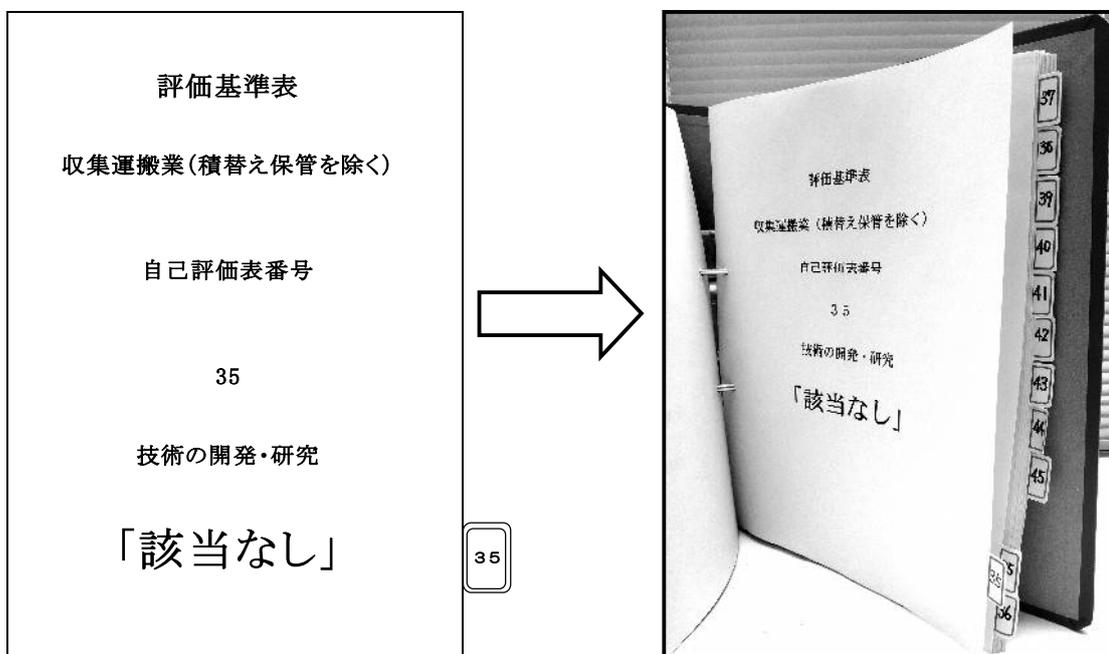
※ 必要な書面は、認定の区分及び業の区分により異なります。申請の区分にあわせた番号の書面を付けてください。

【インデックス見本】



- ③ 該当する資料がない場合は、「該当なし」等の旨を記入した書類を作成し、インデックスを付けてファイルに綴じてください。

【「該当なし」の記載例】



- ④ 審査方法が現地審査「目視」のみで、書面提出の必要がない項目については、インデックスを省略することができます。

(目視のみの評価項目の例) ・みだしなみ管理 等

- ⑤ ひとつの書面で複数の項目を兼ねる場合は、その書面に該当するインデックスを貼って提出することができます。

【資料の例】 自社ホームページ画面の写し

評価基準表		
収集運搬業（積替え保管を含む）	20	<p>※お願い事項</p> <p>提出される書面の中で、各項目が表記されている箇所が一目でわかるようにしてください。</p> <p>（例：マーカー等で塗る、表記されている箇所にインデックスを貼る、等）</p>
自己評価表番号	21	
	57	
	59	
20 インターネット情報公開①会社概要		
21 インターネット情報公開②施設及び処理状況		
57 低公害・低燃費車両、重機		
59 インターネット情報公開（料金表等）		

- ⑥ 複数の業を同時に申請する場合は、業の区分ごとにファイルを作成してください。



- A
収集運搬業（積替え保管を除く）
- B
収集運搬業（積替え保管を含む）
- C
中間処理業

- ⑦ 必ず正本の写し（副本）を作成してください。現地審査時に使用するため現地審査場所に保管してください。

また、正本に変更や追加があれば副本も同様に整えてください。

9 申請手数料

(1) 申請手数料

- ① 下記、東京都環境公社指定の銀行口座にお振り込みください。
- ② 認定申請書に「振込金受取書」「ご利用明細書（ATM）」等、振込が確認できる書面の写しをインデックス記号H（振込領収書）として提出してください。
*インターネットバンキングを利用した振込の場合、振込日・振込先・振込人・金額等の情報が記載されている画面の写しをご提出ください。
- ③ 振込手数料は申請者の負担となります。
- ④ 一度納入された申請手数料は、原則返金いたしません。

<振込先>

銀行口座

銀行名 三菱UFJ銀行

支店名 深川支店

店番 086

口座番号 1599124（普通預金）

口座名 公益財団法人 東京都環境公社

(2) 遠隔地の審査

- ① 都の島しょ地域及び都外の遠隔地において現地審査を実施する場合は、審査の終了後に評価員の交通費及び宿泊費を申請者へ請求いたします。
- ② 現地審査は評価員2名で行いますので、交通費、宿泊費は2名分となります。
- ③ 算出基準は、以下のとおりとなります。
 - ・錦糸町駅を起点として、申請者の現地審査所在地までの直線距離が100km以遠の場合、往復の鉄道賃を請求いたします。（特急料金を含む。）
 - ・北海道、四国、九州（沖縄含）及び都の島しょ地域の場合は往復の航空賃を鉄道賃とあわせて請求いたします。ただし、都の島しょ地域で交通手段が船便のみの場合は往復の船賃を鉄道賃とあわせて請求いたします。
 - ・遠距離の場合や交通事情により、日帰りが不可能な場合は宿泊費として1人1泊当たり10,000円を請求いたします。

(3) 申請手数料表（消費税及び地方消費税を含む）

①新規申請者向け：基本料金

認定の区分	収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業		専門性
産廃エキスパート	151,200円	194,400円	216,000円	+	32,400円
産廃プロフェッショナル	108,000円	151,200円	172,800円		

新規申請者向け：複数の業の申請手数料（認定の区分が同一の場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①又は②に て専門性の申請をす る場合	業の区分①及び②に て専門性の申請をす る場合
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃エキスパート	中間処理業	291,600円	324,000円	356,400円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	313,200円	345,600円	378,000円
産廃プロフェッショナル	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃プロフェッショナル	中間処理業	226,800円	259,200円	291,600円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	248,400円	280,800円	313,200円

新規申請者向け：複数の業の申請手数料（認定の区分が異なる場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①又は②に て専門性の申請をす る場合	業の区分①及び②に て専門性の申請をす る場合
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃プロフェッショナル	中間処理業	248,400円	280,800円	313,200円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	280,800円	313,200円	345,600円
	中間処理業		収集運搬業 (積替え保管を除く)	270,000円	302,400円	334,800円
	中間処理業		収集運搬業 (積替え保管を含む)	291,600円	324,000円	356,400円

②更新申請者向け：基本料金

認定の区分	収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業		専門性
産廃エキスパート	135,000円	178,200円	194,400円	+	32,400円
産廃プロフェッショナル	97,200円	135,000円	156,600円		

更新申請者向け：複数の業の申請手数料（認定の区分が同一の場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①又は② にて専門性の申請 をする場合	業の区分①及び② にて専門性の申請 をする場合
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃エキスパート	中間処理業	261,900円	294,300円	326,700円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	283,500円	315,900円	348,300円
産廃プロフェッショナル	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃プロフェッショナル	中間処理業	205,200円	237,600円	270,000円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	224,100円	256,500円	288,900円

更新申請者向け：複数の業の申請手数料（認定の区分が異なる場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①又は② にて専門性の申請 をする場合	業の区分①及び② にて専門性の申請 をする場合
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃プロフェッショナル	中間処理業	224,100円	256,500円	288,900円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	256,500円	288,900円	321,300円
	中間処理業		収集運搬業 (積替え保管を除く)	243,000円	275,400円	307,800円
	中間処理業		収集運搬業 (積替え保管を含む)	261,900円	294,300円	326,700円

10 評価内容及び審査

(1) 評価の基準

① 産廃エキスパート

「遵法性」、「安定性」及び「先進的な取組」の適合について判定します。

② 産廃プロフェッショナル

「遵法性」、「安定性」の適合について判定します。

③ 専門性評価基準（感染性廃棄物を取扱う場合に限る。）

「専門性」の適合について判定します。

④ 評価基準表の「遵法性」及び「専門性」の項目は、産廃エキスパート、産廃プロフェッショナルともに、該当する項目のすべてを満たしていることを必須とします。

「安定性」及び「先進的な取組」は、各々の評価項目の得点合計を配点合計で割った得点率が下記の基準を満たすものを認定します。（得点／配点＝得点率）

<評価の基準>

区分	遵法性	安定性	先進的な取組	+	専門性 (感染性廃棄物)
産廃エキスパート	全項目 必須 (100%)	80%以上	60%以上	+	全項目 必須 (100%)
産廃プロフェッショナル		70%以上	—		

※「安定性」の「労働安全衛生組織」及び「労災防止」の項目について、様式第6号の提出がない場合は必須となります。

なお、様式第6号の提出がある場合は、通常どおり上記の項目は得点制となります。書面の提出がない場合は加点となりません。

(2) 審査方法

① 評価基準表（別表1）に基づき、書面審査及び現地審査を実施します。

書面審査は、提出された申請書類を、評価員が審査します。

なお、書類審査において不足及び不備がある場合には、追加または再提出していただきます。

② 現地審査は、原則として評価員を2名1組とし、申請者の許可住所や施設住所の施設において、現地審査資料の内容を具体的に確認し、評価基準に適合しているかを審査します。

(3) 現地審査について

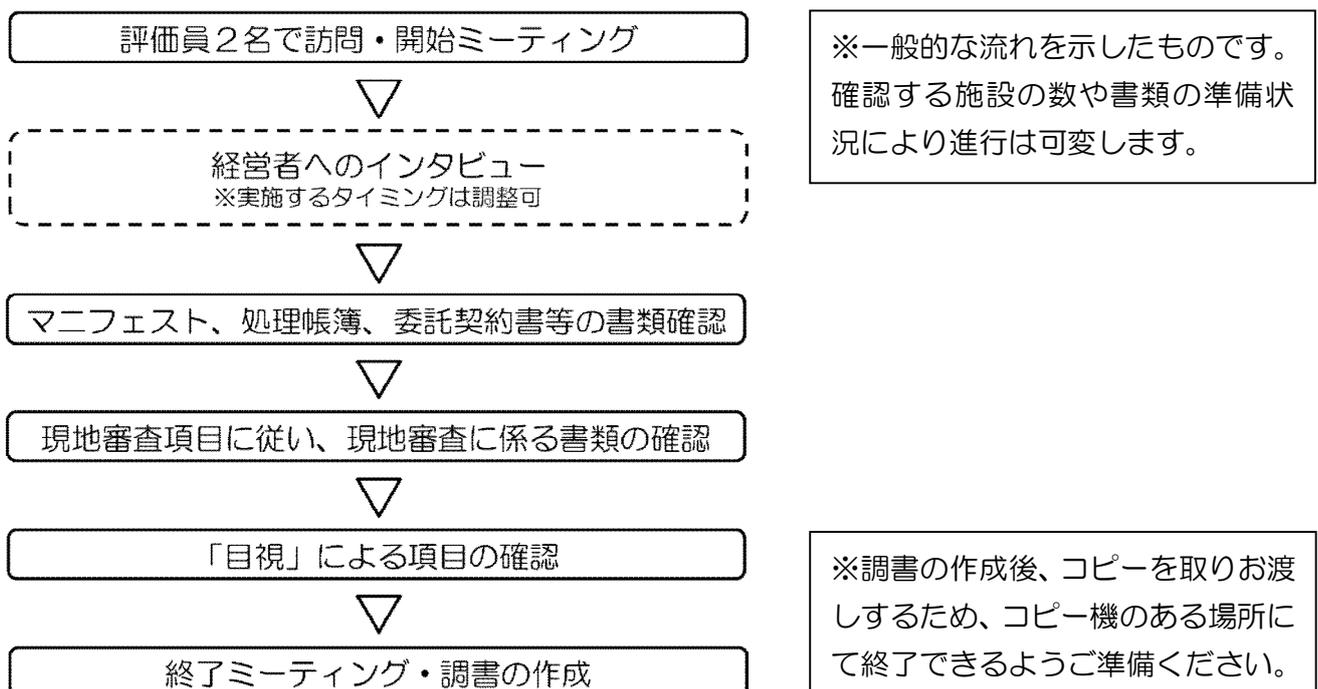
<準備する書類>

- ① 現地審査において必要な書類は、「現地審査資料チェック表」（別表2）のとおりです。副本と併せて、審査を行う施設に集めて用意しておいてください。
- ② マニフェストと、その内容を照合できる処理帳簿及び委託契約書は、新規申請者は過去5年間分の中から、更新申請者は前回審査以降の分の中から指定し、確認させていただきます。なお、確認する書類及び現地審査の日時については、事前に FAX にて連絡いたします。
- ③ マニフェストや処理帳簿を電子情報で管理している場合は、端末画面で確認させていただきますので印刷する必要はありません。

<審査に要する時間>

- ・単独の業の区分で申請した場合：午前又は午後のうち2～3時間程度
 - ・複数の業の区分で申請した場合：午前及び午後
- ※「経営理念」の評価項目確認にあたり、訪問時間のうち、15分程度の時間で経営者インタビューをさせていただきます。
- ※書類の準備状況、審査する施設の数・移動距離等により審査時間は前後いたします。

<審査の流れ>



11 判定及び認定

(1) 評価委員会の判定

評価委員会は、評価員が実施した書面審査及び現地審査の調査結果を基に、申請者の評価基準への適合の可否について判定します。

なお、産廃エキスパートで申請した事業者については、審査の結果得点率が産廃エキスパートの基準に満たなかった場合でも、産廃プロフェッショナルの基準を満たしていれば、産廃プロフェッショナルの適合を認めるものとします。

(2) 認定結果の通知

- ① 評価委員会にて判定後、申請事業者には「認定結果通知書」を郵送します。
- ② 認定基準適合事業者については、東京都環境公社のホームページで公表します。

また、東京都知事と八王子市長に認定の結果を報告し、東京都と八王子市は報告に基づき、評価基準適合事業者の名称等をホームページで公表します。

- ③ 認定基準適合事業者には、認定証を交付します。

(3) 認定に要する期間

申請受付締切日からおおむね5ヶ月です。

12 認定証の取扱い・ロゴマーク等の使用

(1) 認定証の取扱い

- ① 主たる事務所の見やすい場所に掲示してください。
- ② 他人に譲渡又は貸与することはできません。

(2) 認定事業者は、申請することにより「ロゴマークシール」及び「ロゴデータ」の使用ができます。「ロゴマークシール」及び「ロゴデータ」の使用の詳細については、東京都環境公社のホームページを確認してください。

【使用例】



(3) 優良性基準適合認定制度（第三者評価制度）に対応した産業廃棄物処理業許可証の交付を希望する認定事業者には、東京都又は八王子市に「許可証再交付申請書」を提出することにより、ロゴマーク及び認定番号を付した産業廃棄物処理業許可証が交付されます。

（お問い合わせ）・東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当

03-5388-3587

・八王子市 資源循環部 廃棄物対策課

042-620-7458

13 認定後の変更届等

申請した情報に変更が生じた場合、東京都環境公社のホームページより様式をダウンロードし、公社まで提出してください。

東京都環境公社ホームページ：<https://www.tokyokankyo.jp/>

① 変更届出書

法人は、名称・代表者・住所のいずれかの変更が生じた場合

個人は、氏名・住所のいずれかの変更が生じた場合

認定証を再発行いたします。届出書と添付書類に加えて現在お持ちの認定証を公社へご提出ください。

② 廃止届出書

認定を受けた業の区分に係る事業を廃止した場合、又は廃業、吸収合併等の理由により認定証が不要となった場合（あわせて認定証を返納してください。）

③ 再交付申請書

認定証を紛失、又は毀損したとき（毀損の場合には、認定証を添付してください。）

④ 変更認定（トライアル認定）申請書

有効期間内に産廃プロフェッショナルから産廃エキスパートへ変更申請する場合

14 優良性基準適合認定事業者情報の公開

東京都環境公社のホームページにおいて、認定事業者の情報を公開しています。

詳細情報画面内の「認定事業者の声」では認定事業者からのPR投稿を掲載しています。

【認定事業者の情報検索画面（見本）】

公益財団法人 東京都環境公社

サイトマップ 交通アクセス お問い合わせ

文字サイズ 小 中 大 サイト内検索

優良性基準適合認定事業者情報の検索

東京都の優良性基準適合認定制度の認定事業者情報を検索することができます。検索条件を一つ以上入力して、「検索」ボタンをクリックしてください。

業者名 業者名の全体か、一部を入力して下さい。

認定の区分
 全て
 産業エキスパート
 産業プロフェッショナル

業の区分
 収集運搬業（積替え保管を除く）
 収集運搬業（積替え保管を含む）
 中間処理業
 特別管理産業廃棄物（感染性に限る）

扱廃棄物
 燃え殻 汚泥 廃油 廃酸
 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず
 繊維くず 動物系残渣 動物系不要物 ゴムくず
 金属くず がら陶くず 磁さい がれき類
 家畜のふん 家畜の死体 ばいじん 政令13号物
 特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物に限る）

並び順
 会社名順
 認定回数順

選択項目解除 検索

各社の環境に対する「取り組み」や「理念」について、詳細画面の【認定事業者の声】で確認できます。

【詳細情報画面（見本）】

詳細画面

業者名	名称	〇〇〇株式会社
所在地	郵便番号	〒123-4567
	許可住所	東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号
代表者	役職	代表取締役
	氏名	田中 太郎
連絡先	電話	03-0000-1111
	HPアドレス	http://www.tokyo.jp

扱廃棄物

燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動物系残渣	動物系不要物	ゴムくず	金属くず	がら陶くず	磁さい	がれき類	家畜のふん	家畜の死体	ばいじん	政令13号物	特別管理産業廃棄物	
<input type="checkbox"/>																					

認定に該当する情報

認定番号	認定の区分	業の区分	※専門性
3-14-800345	産業エキスパート	収集運搬業（積替え保管を含む）	有
3-14-000452	産業エキスパート	中間処理業	有

優良認定更新回数 2回
 平成30年3月31日まで
 平成32年3月31日まで
※特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の認定を取得

東京都または八王子市もしくはその両方の産業廃棄物許可証番号

収集運搬業	13-10-0002-46
中間処理業	13-20-0002-46
特別管理産業廃棄物	13-56-0002-46
中間処理業	13-71-0002-46

認定事業者の声

認定事業者の声

私たち〇〇〇株式会社は社員一丸となり、環境負荷の低減に努めております。特にリサイクルにかを
 入れて・・・

閉じる 印刷

*上記の画面はイメージです。実際の画面と少し異なっております。

<新規申請事業者様へ>

新規申請事業者は、申請受付時に「情報公開承諾書」を提出していただきます。承諾書は公社ホームページよりダウンロードできます。

次頁の「記入例及び注意事項」をご参照いただき、署名・押印のうえご提出ください。

15 留意事項

- (1) 評価基準の認定を受けるか否かは事業者の任意です。また、評価基準に適合しているか否かは、業の許可基準とは本質的に性格が異なり、処理業を営む上で制度的な制約条件となるものではありません。
- (2) 認定制度は、あくまでも評価基準への適合を認定するものであり、認定基準適合事業者が不法行為や不適正な処理を行わないことを、東京都、八王子市及び東京都環境公社が保証するものではありません。

記入例及び注意事項

(新規申請者対象)

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

承 諾 書

公益財団法人東京都環境公社 WEB サイトの「優良認定事業者検索システム」で下記の情報を公開することを承諾いたします。

記

1 事業者情報

* 事業者名称、許可住所

2 ホームページアドレス

3 取扱品目

* 品目については、公社で記載します。

* 特別管理産業廃棄物については、感染性廃棄物のみ

4 優良性基準適合認定に関する情報

* 認定番号、認定の区分、業の区分、専門性の有無、認定更新回数、認定の期間

5 産業廃棄物許可番号

* 専門性で認定を受けている場合は特別管理産業廃棄物の許可番号を含む

6 認定業者の声

* 事業者様より投稿いただいた内容をそのまま掲載させていただきます。

7 連絡先

* 営業用電話番号 ○○ - ○○○○ - ○○○○

* 営業用電話番号が無い場合は、公表してもかまわない番号（代表番号等）を記載してください。

取扱い品目は、基本情報として公社で記載いたします。（東京都の処理業者情報どおり）

なお、取扱い品目の変更が生じた場合は、公社まで変更の連絡をお願いします。

認定後、メールで投稿することができます。

* 必須

排出事業者からの問い合わせに対応可能な電話番号をご記入ください。無い場合は、公表可能な番号（代表番号等）を記載してください。

×××× 年 月 日

書類を作成した日付をご記入ください。

所在地 東京都○○区○○ ○丁目○番

名称 株式会社○○○

代表者名 ○○ ○○

印

